

環境安全委員会 資格取得・講習会補助ガイドライン

環境安全委員会 審議・承認 平成18年9月25日

アメニティ室会議 承認 平成18年10月4日

学術経営委員会 承認 平成18年10月25日

本ガイドラインは環境安全委員会で原案を作成し、アメニティ室会議での承認、学術経営委員会への報告の後、運用される。

- (1) 資格取得補助は、衛生管理者、危険物管理者、放射線管理者など、研究科、系の単位で共通的に有資格者が必要な場合に、その資格取得に要する費用を補助する。一つの資格について、複数回受験した場合も補助されるのは原則として1回とする。1研究室の中で必要とされる資格の取得は対象としない。また、東京大学人事部が実施している衛生管理者の講習及び受験にかかる費用は対象としない。
- (2) 資格を取得して、業務を行っているものについて、法令の定めによる講習会への参加も補助の対象とする。
- (3) 適用希望者は、環境安全管理室あてに申込書を提出し、環境安全委員会において承認を経て決定される。補助対象記録はアメニティ室に報告する。
- (4) 承認を得た者は、合格通知または資格証のコピー及び領収書を添付し、契約係で立替え払いの請求手続きをとる。

平成 年 月 日

労働安全衛生法等にかかる資格取得・講習会受講申請書

環境安全委員会委員長 殿

各直属の上司

印

下記事項について、安全衛生管理の業務上必要と認め申請しますので、承認願います。

記

所属		職名		氏名		
資格・講習会等名						
主催者						
開催期日	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日間)					
開催場所						
受講理由						
費用	受講料		テキスト代		旅費	
その他						

※資格・講習会等の関係資料を添付してください。なお、予算の都合上、支出できない場合もありますので、ご了承ください。

受講料等は立替払いとし、所定の用紙に領収書等を添付し、契約係へ提出してください。

資格取得・講習会受講後は、人事記録に記載しますので、人事労務グループ・人事チームへ修了証等の写しを届けてください。

承認 します。	環境安全委員会 委員長	環境安全管理室 室長				
	(共関)	新領域担当課副課長	契約係長			